

一般在団法人で一ファーコンターホットが返 Safer Internet Association 一般社団法人セーファーインターネット協会

違法有害情報の対策について



設立趣旨

■ 一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)は、インターネットビジネスに携わる企業の有志によって、2013年に設立しました。

- SIAは、多くの人々がインターネットのもたらす恩恵を享受し、安心してインターネットを利用できる環境を実現するためには、インターネットのもたらす問題に対して 民間主導で解決に取り組むことが不可欠だと考えます。
- こうした考えのもと、SIAでは、インターネットを悪用した犯罪や社会問題を、 実効的に解決するための取り組みを展開しています。



会員構成

正会員







賛助会員

































協力企業





活動概要

- ■ホットライン事業
 - ・セーフライン
 - 誹謗中傷ホットライン
 - 悪質ECサイトホットライン
- ■権利侵害明白性ガイドライン相談窓口
- ■偽情報対策
- ■EC事業者協議会
- 孤独·孤立支援対策
- 教育事業 (認定事業)



セーフラインについて



セーフラインとIHC



セーフライン

2013年11月開始~現在

民間資金による自主的事業(違法・有害)





2016年4月~2021年3月末まで5年間運営

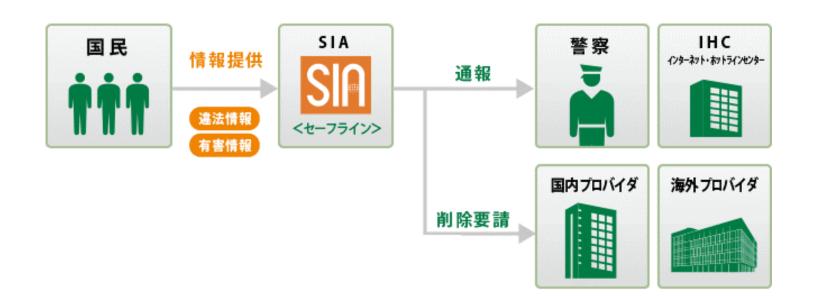
警察庁からの受託事業 (事業自体は2006年より開始)



セーフラインの概要

- **セーフライン**は、インターネットユーザーから、 インターネット上の**違法・有害情報**について通報を受け付けています。
- 通報を受けた情報やパトロールで発見した情報をガイドラインに基づき、 国内外のサイト運営者等に削除を要請します。
- 特に深刻な被害をもたらす違法情報に対しては、通報受付だけでなく、自ら能動的に<u>パトロールを</u> 実施し、問題情報の把握に努めています。

(**児童ポルノ、リベンジポルノ、危険ドラッグ**等)





IHCとセーフラインの差異

警察庁事業であるIHCは、刑事罰の対象となる国内サイトでの違法情報と自殺情報の通報受付や削除依頼のみを取り扱います。セーフラインは、こうした公的活動を補完するため、個人に対する重大な権利侵害(リベンジポルノ、ネットいじめ、児童ポルノ等)」に関する情報や、遺体・殺害行為の動画像等に対しても、「表現の自由」とのバランスに慎重に配慮しながら、取り組んでいます。



- 立場の弱い個人に対する 権利侵害等への対応
- 公的活動では対象としにく い情報への対応

違法・有害情報

- リベンジポルノ
- ・ネットいじめ
- 遺体・殺害行為

違法情報

- わいせつ関連
- 児童ポルノ関連
- 薬物関連
- 振込詐欺関連
- ・ 不正アクセス関連



■ 刑事罰の対象となる 違法情報が対象



セーフラインで取り扱う違法情報 -12種類-

児童のいじめを写した画像・動画



児童がいじめられている場面を写した画像や動画が掲載されている場合

194)

児童が侮辱的な言葉を浴びせられているもの

児童が暴力を振るわれているもの

児童が衣服を脱がされていたり、汚物を触らせられたりしているもの

「リベンジボルノ」に該当する画像・動画



本人の意に反して、個人の裸の画像や動画が掲載されている場合 ※アダルトビデオなどは対象としていません

(何)

セックスやそれと同じようなことをしているもの

相手の性器を触ったり、相手から性器を触らせたりしているもの

裸や下着姿で過激なポーズを取ったり取らされたりしているもの

児童ポルノ



実在する児童(18歳未満の子供)の画像で、以下の様子が撮影されている場合

- 1.児童がセックスやそれと同じようなことをしているもの
- 2.児童が相手の性器を触ったり、相手から性器を触られたりしているもので、アダルト要素が強い もの
- 3.児童の裸(一部が見えているものも含みます)の姿で、アダルト要素が強いもの

わいせつ物(アダルト)



性器が明らかに確認できる無修正画像(モザイクなし)やそれに近い画像が掲載されている場合。

ただし、学術・医学目的で掲載されている場合は、対象外です。

売春目的の誘引



以下の目的で、売春の相手方となるよう誘いかけている場合

1.売春

※(例)「ゴムあり本番、60分3万円。都内で会える人メールください」

2.売春周旋

(例) 「Hできます、90分5万円。女の子チェンジ可能」

出会い系サイト規制法違反



出会い系サイトで、児童(18歳未満)に対して、以下の行為の相手方になるよう誘いかけている場合。児童自身が誘っている場合も違反となります。

1.セックスやそれに近い行為

(例) 「Hしてくれる子募集」

2.お金やブランド品などと引換えにする面臓のない異性との交際

(例) 「サポしてくれる方探しています」

3.1、2のいずれにも当てはまらない面識のない異性との交際

(例) 「彼女募集します」

規制薬物



規制薬物を自ら使用したり、他人に使用するように勧めたりすること。以下の行為を、あおったり、そそのかす場合。

 大麻の栽培や、覚せい剤の製造、譲渡、譲受けなどを行うこと
 規制薬物(覚せい剤、麻薬、大麻、向精神薬等)を使用すること (例)「覚せい剤キメ友募集。一緒に気持ちよくなりませんか」

規制薬物の広告



規制薬物(覚せい剤、麻薬、大麻、向精神薬、指定薬物、未承認医薬品)と認められる商品について、広告を掲載している場合

(例) 「MDMA売ります。1個5000円」



セーフラインで取り扱う違法情報 -12種類-

預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引



預貯金通帳等(キャッシュカードやモバイルバンキングのID・バスワード等も含みます)を、売買、レンタル等するよう誘いかける場合

(例) 「口座売ります」

携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引



携帯電話等(SIMカードも含みます。)について、以下の行為をするよう誘いかける場合

- 1.携帯電話事業者の承諾を得ないで有償で売買すること
- (例) 「携帯チップ売ります。身分証不要」
- 2.他人名義の携帯電話等を、譲渡したり譲り受けたりすること
- (例)「架空人名義プリペ売ってください」
- 3.本人確認をせずに有償でレンタルすること

ID・パスワードの入力を不正に要求する行為(フィッシング行為)



他人が、実在する企業等のアクセス管理者になりすまして偽のウェブサイトを作り、ID・バスワード等を入力するよう求める場合

不正アクセス行為を助長する行為(ID、パスワードの無断掲載)



正当な理由なく、他人のID、バスワードを電子掲示板、ウェブサイト等に掲載することによって不 正アクセス行為を助長する場合

(例) 「ooのアカウントさらします。ID:XXX、PW:XXX。」



セーフラインで取り扱う有害情報 -5種類-

児童を対象としたいじめの勧誘

特定の児童をいじめようと勧誘している場合などをいいます。

特定の児童に対して、「いじめようぜ」、「殴ってやる」、「みんなで無視しよう」など、いじめ行為を勧誘、誘引する表現が記載されている場合など。

遺体や殺害行為の画像等

遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為、望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為 を撮影した画像や動画などが掲載されている場合をいいます。

違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

違法行為を行うよう、インターネット上で請け負ったり、仲介したり、誘いかけたりなどする場合をいいます。 具体的には、以下のようなものがあります。

- けん銃等の譲渡等
- 爆発物、銃砲弾又は銃砲の製造
- わいせつ物の頒布等
- 児童ポルノの提供
- 公文書偽造
- · 殺人、傷害、脅迫、恐喝
- 偽造通貨の交付・収得
- 臓器売買
- 人身売買
- 硫化水素ガスの製造
- 痴漢行為
- 他人のID、バスワードの譲渡等、など

違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報

違法情報に該当するとはいえないけれども、該当する疑いが相当程度ある情報が掲載されている場合をいいます。 具体的には、以下のようなものがあります。

- 児童ポルノ公然陳列の疑い
- リベンジボルノ画像等の公表の疑い
- 規制薬物の広告の疑い
- ID、バスワードの無断掲載の疑い、など

自殺誘引等情報

自殺仲間を募集する方法などにより、人を自殺に誘引等する場合をいいます。 具体的には、以下のようなものがあります。

- 自殺関与
- ・自殺誘引・勧誘



セーフライン 統計

期間:2019年1月1日~2019年12月31日



通報受領・パトロール件数内訳

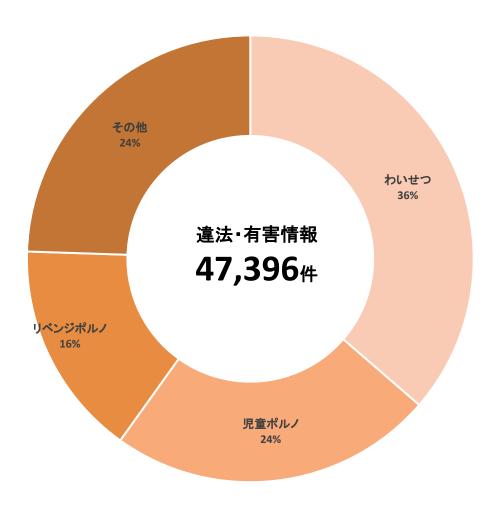
- 通報受領・パトロールで把握した情報の総件数は**約27万件**。
- そのうち、ガイドラインに基づき、**違法または有害**に該当する情報は**約4.7万件**。





違法・有害情報内訳

- わいせつが36%、ついで児童ポルノが24%と多い。
- リベンジポルノは前年は8%であったが16%へ増加。





削除の状況 -全体-

- ■直近3年間では、平均して88%が削除されている。
- 削除依頼数では2018年が最多であるが、削除数と削除率は2019年がともに最多。





削除の状況 -児童ポルノ-

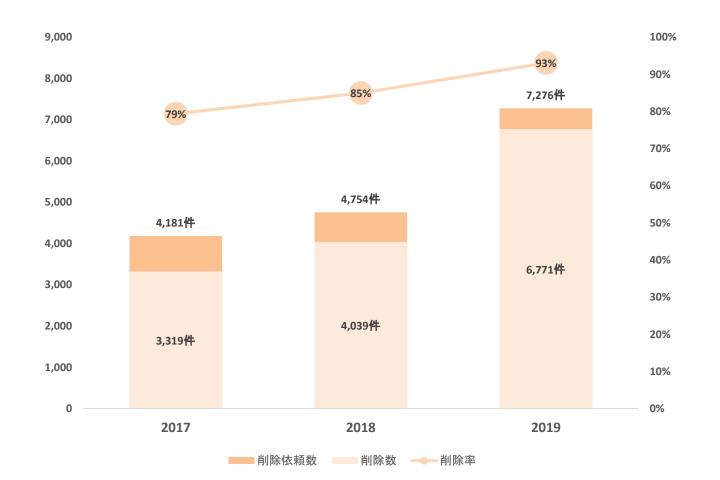
- 9,489件の依頼のうち9,326件が削除され、削除率は98%。
- ■直近3年間でも90%以上が削除されている。





削除の状況 -リベンジポルノ-

- 7,276件の依頼のうち6,771件が削除され、削除率は93%。
- ■直近3年間を比較すると、削除依頼数、削除率とも増加傾向。





リベンジポルノへの対応



リベンジポルノとは

- 元交際相手や元配偶者が相手とトラブルになった際、例えば「振られた」などの腹いせに復讐・ リベンジを目的として交際当時に撮影していた相手の性的画像などを本人に無断でネット上に公 開し拡散させる行為を表す造語。
- 規制する法律は「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」で、通称リベンジポルノ被害防止法と呼ばれている。
 私事性的画像とは「プライベートに撮影した性的内容を含む画像」のことで、「必ずしもリベンジ的な要素が必要ではない点」 「撮影や限定的な公開に同意していても対応可能であるという点」に着目すると、かなり広い定義の事案に対して法律による規制が行われているということができる。
- 法律が成立するきっかけとなる事件は、2013年に東京都の三鷹で女子高生が元交際相手に殺害された事件。事件が発覚した際、犯人が公開していた被害者の性的な画像がネット上で発見され、 当時かなり問題となり、リベンジポルノという言葉が広まった。翌年の2014年にリベンジポルノ被害防止法が施行。



リベンジポルノ 相談者

■ 2019年のリベンジポルノに関する相談者数は211名

※ 相談者数の推移 2015年:25名

2016年:105名

2017年:150名

2018年:187名

2019年:211名

- 通報には個人情報の入力は不要だが、相談者の性別は女性が 多く、年齢層は20代と思われる方が多い。
- 「自画撮り」の画像流出の相談は10代~20代前半に多いと考えられる。より高い年齢層では合意の上で撮影されたと思われる画像流出の相談が比較的多い。
- <u>被害拡大防止の観点からは、被害に遭った際は少しでも早く</u> ご相談いただくことが重要。
- <u>被害発生後の削除による事後救済には限界があるため、被害</u> に遭わないための取り組みは必須。







(警察庁) 令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの 暴力事案等への対応状況について

- 令和2年度の警察への相談件数は前年度比+91件の1,570件。年々増加傾向にある。
- 女性からの相談が1,427件(90.9%)と多数を占めるが、男性からの相談も142件(9.0%)ある。
- 年齢では20代が42.0%と1位、ついで、19歳以下が27.3%で2位。
- 出所: https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R2_STDVkouhousiryou.pdf

第3 私事性的画像に係る事案への対応状況

1 私事性的画像に係る事案の相談等状況 (※以下(1)及び(2)以外、全て相談等件数(1,570件)の内限)

(1) 相談等件数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
相談等件数	1,063	1, 243	1, 347	1, 479	1, 570

(2) 相談等内容

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
画像を公表された	196	236	234	272	286
画像を公表すると脅された	451	514	498	584	567
画像を送りつけられた	229	255	231	239	254
画像を所持されている、撮影された	297	362	512	494	559
その他	20	24	8	24	24

注1) 複数に該当する場合は、それぞれに計上

注2) 「その他」は、加害者に画像を所持されているかもしれない 等

(3) 被害者の性別・年齢

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和2年の割合
男性	84	105	90	97	142	9.0%
女性	979	1, 138	1, 257	1, 382	1, 427	90.9%
19 歳以下	236	307	352	376	429	27.3%
20 歳代	442	468	515	637	660	42.0%
30 歳代	194	214	254	235	247	15. 7%
40 歳代	140	183	158	145	149	9.5%
50 歳代	40	60	54	65	54	3.4%
60 歳代	6	6	4	9	13	0.8%
70 歳以上	2	2	3	0	3	0.2%
年齢不詳	3	3	7	12	15	1.0%

注) 令和2年は、性別不明 (メールの匿名相談) が1件ある。



リベンジポルノ -対応範囲-



インターネット上に拡散された画像について、国内外のプロバイダを問わず削除依頼 を実施します。

※警察機関等への連絡・報告等はご本人の希望もあることから実施しません



画像や動画の流出をした人物の処罰等を通じた問題の解決

※加害者の端末に保存されている画像の削除等

性犯罪被害相談電話(全国統一)「#8103(ハートさん)」



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(各都道府県に設置)

全国共通ダイヤル:#8891

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html



リベンジポルノ -セーフラインに通報する場合-

■ 通報用URL

https://www.safe-line.jp/against-rvp/.jp/against-rvp/



- リベンジポルノの動画像が記載されているURLは必ず記載してください。サイト上のどの画像かが担当者が判断しづらい場合にはテキスト・文字で補足説明も記載してください。
- 「情報のジャンル」は「リベンジポルノ」を必ず選択するように お願いいたします。
- 担当者より事実確認等のためご連絡させていただくことがありますので、連絡先(Eメールアドレス)を必ずご記入ください。
- 通報は、原則として被害者ご本人または保護者の方からお願いいたします。学校関係者やご友人からのご連絡いただいても、被害者ご本人のご要望が不明なため対応することが難しい場合があります。
- 画像が掲載された経緯等を可能な限りご記載ください。





自殺情報への対応



対応開始の背景

■ 2017年の10月末頃に神奈川県 座間市で自殺を仄めかしている人々を言葉巧みに誘引し、 9名を殺害するという痛ましい事件が発生しました。

事件発生後に開催された「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」にて自殺情報の対策強化が求められたことから、警察庁事業のホットラインであるIHCでは、ガイドラインを改定し、自殺情報への対応を開始した。

■ セーフラインにおいても、いままで規定していた自殺情報に関するガイドラインを改定し、両ホットラインにて自殺情報への対応を開始(2018年2月より)。



ガイドライン

■ 2種類の対応を定義。それまで規定していた自殺に関するガイドラインを改定し、対応できる範囲を拡充。

■自殺関与

不特定多数の者、又は、「死にたい」「自殺したい」等と**自殺を仄めかしている者**に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されていること

■人を自殺に誘引・勧誘(集団自殺の呼びかけ等)

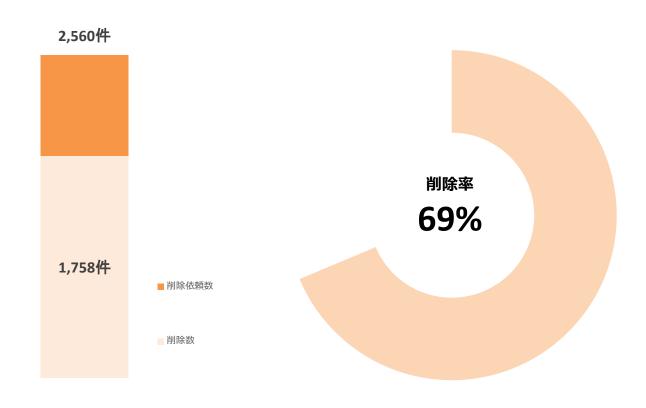
「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、**他者の自殺を誘引・勧誘する表現**が記載されていること

※ 「**自殺の場所、動機、方法**等を示す表現」をいままでの要件から除外



削除状況

■ 2019年では2,560件の削除依頼を実施し、1,758件(69%)が削除された。





誹謗中傷ホットラインについて



誹謗中傷ホットライン

オリンピック、パラリンピックに出場しているアスリートの皆様からのご連絡も受け付けております。誹謗中傷の被害でお困りの方はお気軽にご連絡ください。

新型コロナウィルス感染者及びそのご家族に対する心無い投稿や、医療従事者及びそのご家族に対する差別的な投稿など、新型コロナウィルスに関連する誹謗中傷被害にお困りの方もお気軽にご連絡ください。

ネットの誹謗中傷

の被害にあわれたら

一人で悩まず 以下の対応を検討してみませんか?







誹謗中傷ホットラインへの連絡



誹謗中傷ホットラインが国内外のプロバイダ等に利用 規約に沿った削除等の対応を促す通知を行います。

誹謗中傷ホットラインに連絡する▶

※連絡を行う前に、「連絡にあたって」「FAQ」を一読ください

- 2020年6月29日より運用開始木村花さんの事件を契機に、1日でも早く対応を開始すべく、この日付より運用開始
- 被害者から、誹謗中傷情報が掲載されたサイト情報等の連絡を受け付け、内容を確認した後、コンテンツ提供事業者やプロバイダ等に、削除等の各社の利用規約に沿った対応を促す通知を行う
- 立場の弱い私人や個人商店等を対象
- 被害者が児童/生徒の場合には、 保護者や学校関係者からの申告も受付ける
- 新型コロナウィルス<mark>感染症罹患者やアスリート</mark>に対する 誹謗中傷も対象
- 連絡用URL https://www.saferinternet.or.jp/bullying/ (ヤフーで「誹謗中傷ホットライン」と検索)



誹謗中傷ホットライン ガイドライン

- ■個人が特定可能であること
- 公共性がないことが明らかである又は公益目的の表現でないことが明らかであること
- ■次のいずれかに当たること
 - (i)特定個人の社会的評価が低下させられるものであること
 - (ii)社会生活上許される限度を超えた侮辱的表現を内容とすること



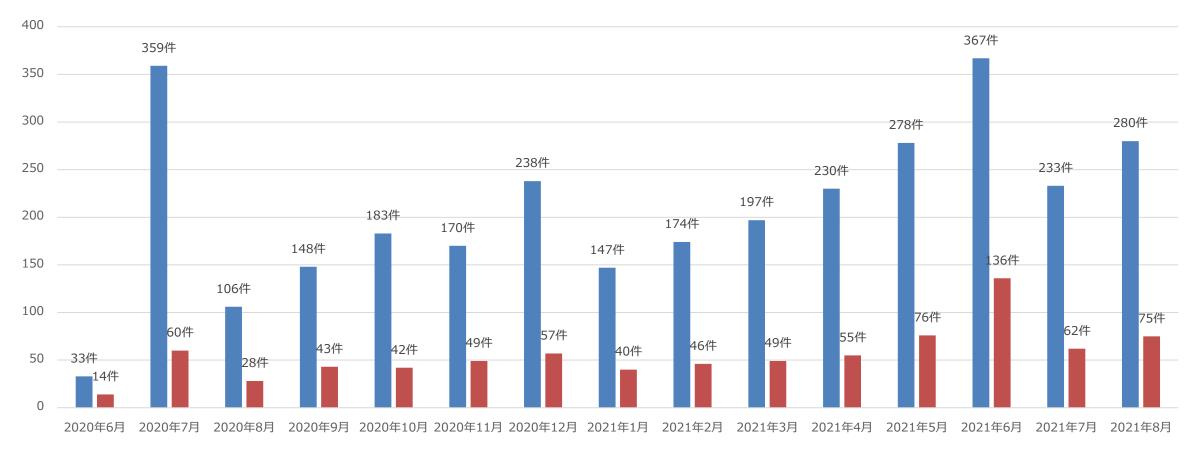
誹謗中傷ホットライン 統計

期間:2020年6月29日~2021年8月31日



申告受領数と削除を促す通知数

申告受領数は3,143件。1,665名からの申告を受け付けた。 2020年7月は開始直後のため申告が集中。 2021年6月は1名の被害者から100件を超える申告があったため申告数が増加。





削除を促す通知数

申告受領数3,143件の内、「誹謗中傷情報」に該当し削除を促す通知を行った数は832件。 被害者の行動、生活状況、性癖、職歴、学歴等を晒し誹謗中傷するケースが多数で、中には、 内容を創作して誹謗中傷されるケースも散見された。

「誹謗中傷情報」に該当しなかった案件では「実在の個人が特定できない」ケースが多い。

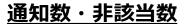
◆削除を促す通知数

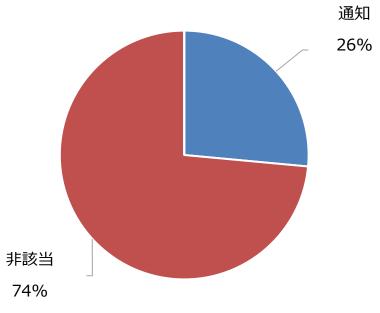
832件

◆非該当数

2,311件

非該当の主な理由	件数	割合
実在の個人が特定できない(ハンドルネーム等で実在の個人が特定できない等)	757件	33%
公共公益目的でないことが明らかとはいえない	172件	7%
社会的評価が低下する内容や侮辱的な内容とはいえない	207件	9%
内容不明(連絡者指定の投稿を特定できない等)	482件	21%
その他(被害者本人ではない、企業からの連絡、内容重複等)	693件	30%







通知結果

2,013 URLについて削除を促す通知を行った結果、 1,582 URLが削除され、削除率79%と高い削除率を達成した。 サイトの属性では「掲示板」が74%を占める

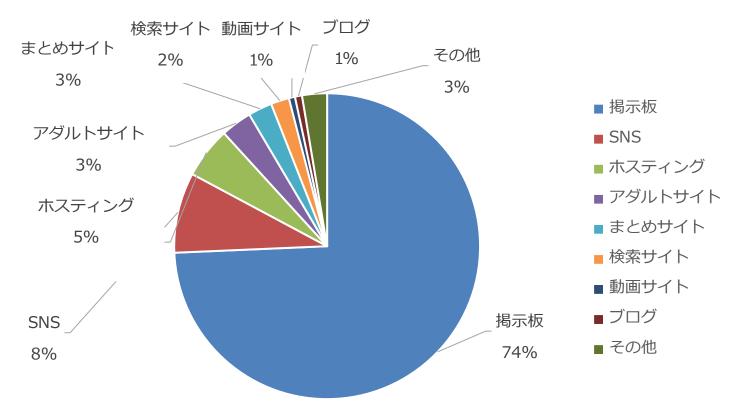
■ 削除を促す通知数 832件

■ 通知URL数 **2,013URL**

■ 削除URL数 **1,582URL**

■ 削除率 <u>79%</u>

「削除要請通知数」1件につき、複数のURLについて削除要請通知を行う場合があるため、「削除要請通知数」と「削除要請通知URL数」は異なる





事例

コンテンツ名	掲示板	掲示板
判断理由	社会生活上許される限度を超えた侮辱的表現と認められる ため	社会生活上許される限度を超えた侮辱的表現と認められる ため
内容	011:2021/1/1 山田 花子 東京都渋谷市在住30歳 じゃりチ(笑)。電話してあげて	NO.91345594 2021/03/04 01:55 東京都千代田市の 30代の山○太△を知ってる人いますか? #5 2021/03/08 10:30 知っている。アホ男だよね #18 2021/03/10 08:01 地域を代表する性格破綻者 #25 2021/04/05 07:18 山田太郎のことだよね。有名だよね。

注:実際の投稿内容ではなく、架空の氏名・住所・投稿内容を使用しています



事例

コンテンツ名	SNS	SNS
判断理由	社会生活上許される限度を超えた侮辱的表現と認められる ため	会生活上許される限度を超えた侮辱的表現と認められるため
	山田 花子 千代田区1中 150センチ DMくれたら裸の画像を送ります ※本人になりすましSNSに無断でアカウントを作成し、侮 辱的な内容のプロフィールを記載した事例	山田太郎はこの前東京の千代田区町であったいじめの主犯格。
内容		

注:実際の投稿内容ではなく、架空の氏名・住所・投稿内容を使用しています



誹謗中傷ホットライン 申告方法

オリンビック、バラリンビックに出場しているアスリートの皆様からのご連絡も受け付けております。誹謗中傷の被害でお困りの方はお気軽にご連絡ください。

新型コロナウィルス感染者及びそのご家族に対する心無い投稿や、医療従事者及びそのご家族に対する差別的な投稿など、新型コロナウィルスに関連する誹謗中傷被害にお困りの方もお気軽にご連絡ください。

ネットの誹謗中傷

の被害にあわれたら

一人で悩まず 以下の対応を検討してみませんか?







誹謗中傷ホットラインへの連絡



誹謗中傷ホットラインが国内外のプロバイダ等に利用 規約に沿った削除等の対応を促す通知を行います。

誹謗中傷ホットラインに連絡する▶

※連絡を行う前に、「連絡にあたって」「FAQ」を一読ください

https://www.saferinternet.or.jp/bullying/







付録



ホットラインへのご連絡のお願い

ホットラインでは、皆様からの「セーフライン」、「誹謗中傷ホットライン」へのご連絡をお待ちしています。リベンジポルノや誹謗中傷の被害に遭われた場合、違法有害情報を発見された際には、是非、ご連絡ください。



<u>リベンジポルノのご相談</u> (セーフライン特設サイト)





<u>誹謗中傷情報の申告</u> <u>(誹謗中傷ホットライン)</u>





<u>違法有害情報の通報</u> _(セーフライン)_





説明会・講演のご依頼について

■ 大学等の学校関係者の皆様や各種団体の皆様で、ガイドラインの説明が必要な場合は、 説明会を開催させていただきますので、お気軽にお問い合わせ窓口からご連絡ください。

説明会のご依頼: https://www.saferinternet.or.jp/form/





法定刑引き上げの検討(法制審議会)

- 現在の侮辱罪の罰則は、刑法では最も軽い「拘留(30日未満)または科料(1万円未満)」
- プロレスラーの木村花さんの事件でも、男2人が書類送検されたが、「侮辱罪」で略式起訴。 罰則は科料9000円のみであった
- 罰則強化にむけて法制審議会が開催されており、「1年以下の懲役もしくは禁錮」「30万円以下 の罰金」を加える案が検討されている。
- 法制審議会 https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100001_00025.html



SIA以外の連絡先・相談先

- みんなの人権110番(法務省): http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html
 - →セクハラやパワハラ,家庭内暴力,体罰やいじめ,インターネットでの誹謗中傷,差別についての相談。 相談窓口や電話での相談も受け付けている。
- インターネット・ホットラインセンター(警察庁): http://www.internethotline.jp/
 - →国内サイトの違法情報の通報 ※ただし、被害に遭った場合は最寄りの警察署へ相談。
- 違法有害情報相談センター(総務省): https://ihaho.jp/
 - →インターネット上の誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害、著作権侵害などに関する書き込 みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについてご案内。
 - ※相談者ご自身で対応する方法の相談
- NPO法人 人身取引被害者サポートセンター ライトハウス: https://lhj.jp/index.html
 →性暴力や搾取の被害にあい、孤立している子どもや若者とつながり、解決に向けた支援の相談
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府 男女共同参画局): https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html →性犯罪・性暴力に関する相談窓口。産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携